

正智深谷高等学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、法然上人の思想信条に従い心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、正智深谷高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、埼玉県深谷市大字上野台369番地に設置する。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課程)

第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。

全日制課程 普通科 1,200名(男女)

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は次のとおりとする。

全日制課程 3年

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の二学期とする。

前 期 4月 1日 から 9月30日まで

後 期 10月 1日 から 翌年3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び指定した土曜日

(3) 学校の創立を祝う日 1月10日

(4) 埼玉県民の日 11月14日

(5) 春季休業日 4月 1日 から 4月 5日まで

(6) 夏季休業日 7月20日 から 8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月21日 から 翌年 1月 7日まで

- (8) 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで
- 2 前項に掲げる休業日においても教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他、急迫の事情があるとき、もしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学・転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 各学年に入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ前各学年の課程を修了した者とする。

- 2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(選抜方法及び入学許可)

第11条

(1) 単願推薦入試

出身中学校長の推薦またはその他の推薦を受けられる者で、本校を第一志望とする者を対象とし、本校所定の学力検査のうえ選考する。

(2) 併願入試

本校所定の学力検査により選考する。

- (3) 入学の許可は、選考のうえ校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学書類等、その他必要書類に別表Ⅱに掲げる入学検定料を添えて、提出しなければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、すみやかに本校所定の書類に別表Ⅱに掲げる入学金等を添え、提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 他の高等学校から本校に転入を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考の上、転入を許可することがある。

2 生徒が、他の高等学校へ転出しようとするとき、保護者（親権者）は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその理由を明記し、保護者（親権者）、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(欠席・休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者（親権者）は、その理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が、病気その他やむを得ない理由により7日以上出席することができないときは、保護者（親権者）は、その理由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て校長の許可を受けなければならない。

3 生徒が病気その他やむを得ない理由により引き続き3か月以上出席することができないときは、医師の診断書を添え休学を願い出て校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第3項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者（親権者）は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書を添え願い出て校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第18条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者（親権者）と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することがある。

3 留学中に生徒が復学しようとするときは、保護者（親権者）と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4 校長は第23条の規定にかかわらず、前項の規定により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定する場合がある。

5 校長は前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第7条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

(出席停止)

第19条 生徒が伝染病にかかり、またはそのおそれがあるとき、その必要があると認められたときは、その生徒に対し、出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第20条 生徒の親族の死亡により忌引き休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第21条 生徒及び、保護者（親権者）、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第5章 教育課程・学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第22条 本校の教育課程は、教科ならびに特別活動及び学校行事等により編成し、その教科・科目及び単位数は別表Iのとおりとする。

(課程修了の認定)

第23条 各学年の課程の修了は、生徒の出席状況と平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第24条 本校所定の全課程を修了したと認めたものには、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第25条 生徒のうちで該当学年における所定の教育課程を修了することができなかつたものについて、教育上必要があるときは、原級に留めおくことがある。

第6章 職員組織

(職員組織)

第26条 本校に次の職員を置く。

(1) 校長

(2) 副校長・教頭

(3) 教諭

(4) 養護教諭

(5) 司書教諭

(6) 事務長

(7) 事務職員

2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

3 副校長・教頭は、校長を補佐し校務を整理する。

4 教諭は担任学科を教授し、常に生徒指導の任にあたる。

5 事務長は校長の指示により諸般の事務を処理する。

6 事務職員は事務長の指示により学校事務を分掌する。

7 教職員の校務分掌は校長が別に定める。

8 その他必要に応じて主幹教諭等を配置することができる。

第7章 納付金等

(入学金・授業料・施設設備費・維持費・図書視聴覚費・入学検定料等)

第27条 本校の入学金・授業料及び施設設備費・入学検定料等納付金は別表Ⅱのとおりとする。

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、所定の納付金を規定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学する月の翌月から3か月間の授業料を納入するものとする。
- 4 正当な理由がなく3か月分以上滞納し、その後においても納入がないときは、退学を命ずることがある。
- 5 すでに納入した納付金は理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 6 月の途中で入学又は退学したときは、その月の授業料等は徴収する。
- 7 その他の手数料については別に定める。
- 8 授業料軽減については別に定める。

第8章 賞罰

(褒賞)

第28条 成績・品行ともにすぐれ、他の模範となる者、及び精勤者は褒賞することがある。

(懲戒)

第29条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告・謹慎・停学及び退学とし、校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 品行不良で改悛の見込みがないものと認められるもの。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの。
 - (3) 正当の理由がなくして出席が常でないもの。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反したものの。

(賠償)

第30条 故意または過失により学校の施設・備品を破損した場合は、これを賠償させることがある。

第9章 奨学金

第31条 本校に次の奨学金をもうける。(詳細は別に定める。)

- (1) 特待生奨学金(学力、文化、スポーツ)

(2) 浄土宗奨学金

第10章 雑則

第32条 この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附則(改正)

第1条 この学則は、昭和58年4月1日より施行する。

第2条 本学則に必要な細則は別に定めることができる。

附則(改正) この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成7年11月6日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、第27条入学検定料については平成9年度入学選抜から適用する。

附則(改正) この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、埼玉県知事の認可のあった日(平成13年3月9日)から施行する。

附則(改正) この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第27条入学検定料については平成13年度入学選抜から適用する。

附則(改正) この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則(改正) この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、本校の全日制課程普通科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず平成20年度から平成22年度までの間、次の表のとおりとする。

年 度	第1学年	第2学年	第3学年	合 計
20	400名	500名	500名	1,400名
21	400名	400名	500名	1,300名
22	400名	400名	400名	1,200名

附 則 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表 I

令和5年度入学生(第1学年)教育課程

教科	科目	1年		2年				3年					
		特別進学系	総合進学系	特別進学系 S/H		総合進学系 I/P		特別進学系 S/H				総合進学系 I/P	
		S・H	I・P	文系	理系	文系	理系	文α	文β	理α	理β	文系	理系
国語	現代の国語	3	2										
	言語文化	3	3										
	論理国語			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	文学国語			2		2		2	2			2	
	国語表現												
	古典探究			3	2	3		3	3	2	2	3	
	読解演習											①G	①G
地理歴史・公民	地理総合			2	2	2	2						
	歴史総合	2	2										
	地理探究							③E		③E	③E		
	日本史探究			④B		④B							
	世界史探究			④B		④B							
	公倫			2	2	2	2						
	政治・経済							③E		③E	③E	4	
	地理歴史演習①							6	6			⑥F	
	地理歴史演習②								2				
	歴史人物探究											①G	①G
	社会探究											①G	①G
数学	数学Ⅰ	5	4										
	数学Ⅱ			4	5	4	5						
	数学Ⅲ									4		5	
	数学A	2	2										
	数学B			2	3		3						
	数学C									2		2	
	数学演習(I・II・A・B)							3			6	②F	
	理工系数学												①G
	医療系数学											①G	
理科	物理基礎	2	2										
	物理				③C		③C			④D	④D		④D
	化学基礎	2	2										
	化学				2		2			4	4		4
	生物基礎	2	2										
	生物				③C		③C			④D	④D	④F	④D
	理科基礎演習							2					
	医療系生物											①G	①G
医療系化学											①G	①G	
保体	体育	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	保健	1	1	1	1	1	1						
芸術	音楽Ⅰ	②A	②A										
	美術Ⅰ	②A	②A										
外国語	英語コミュニケーションⅠ	4	4										
	英語コミュニケーションⅡ			4	4	4	4						
	英語コミュニケーションⅢ							4	4	4	4	4	4
	論理・表現Ⅰ	3	2										
	論理・表現Ⅱ			3	3	2	2	3	3	3	3	3	3
	英語演習								3				
家庭	家庭基礎			2	2	2	2						
	家庭総合												
情報	情報Ⅰ						2	2	2	2	2	2	
	総合的な探究の時間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	LHR	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	週当総時間数	35	32	35	35	32	32	35	32	35	35	32	32

※選択科目について：各アルファベット(A～G)は、同じアルファベットからいずれか選択。
3年総合進学系にある上記G表記のものは、学校設定選択科目。

令和4年度入学生(第2学年)教育課程

教科	科目	1年		2年				3年					
		特別進学系	総合進学系	特別進学系 S/H		総合進学系 I/P		特別進学系 S/H				総合進学系 I/P	
		S・H	I・P	文系	理系	文系	理系	文α	文β	理α	理β	文系	理系
国語	現代の国語	3	2										
	言語文化	3	3										
	論理国語			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	文学国語			2		2		2	2			2	
	国語表現												
	古典探究			3	2	3		3	3	2	2	3	
	読解演習											①G	①G
地理歴史・公民	地理総合			2	2	2	2						
	歴史総合	2	2										
	地理探究							③E		③E	③E		
	日本史探究			④B		④B							
	世界史探究			④B		④B							
	公倫			2	2	2	2						
	政治・経済							③E		③E	③E	4	
	地理歴史演習①							6	6			⑥F	
	地理歴史演習②								2				
	歴史人物探究											①G	①G
	社会探究										①G	①G	
数学	数学Ⅰ	5	4										
	数学Ⅱ			4	5	4	5						
	数学Ⅲ									4			5
	数学A	2	2										
	数学B			2	3		3						
	数学C									2			2
	数学演習(I・II・A・B)							3			6	②F	
	理工系数学												①G
理科	医療系数学											①G	
	物理基礎	2	2										
	物理				③C		③C			④D	④D		④D
	化学基礎	2	2										
	化学				2		2			4	4		4
	生物基礎	2	2										
	生物				③C		③C			④D	④D	④F	④D
	理科基礎演習							2					
医療系生物											①G	①G	
医療系化学											①G	①G	
保体	体育	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	保健	1	1	1	1	1	1						
芸術	音楽Ⅰ	②A	②A										
	美術Ⅰ	②A	②A										
外国語	英語コミュニケーションⅠ	4	4										
	英語コミュニケーションⅡ			4	4	4	4						
	英語コミュニケーションⅢ							4	4	4	4	4	4
	論理・表現Ⅰ	3	2										
	論理・表現Ⅱ			3	3	2	2	3	3	3	3	3	3
	英語演習								3				
家庭	家庭基礎			2	2	2	2						
	家庭総合												
情報	情報Ⅰ						2	2	2	2	2	2	
	総合的な探究の時間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	LHR	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	週当総時間数	35	32	35	35	32	32	35	32	35	35	32	32

※選択科目について：各アルファベット(A～G)は、同じアルファベットからいずれか選択。
3年総合進学系にある上記G表記のものは、学校設定選択科目。

令和3年度入学生(第3学年) 教育課程

教科	科目	1年		2年			3年					
		特別進学系	総合進学系	特別進学系 S・H		総合進学系	特別進学系 S・H			総合進学系 I・P		
		S H	I P	文系	理系	I P	文 α	文 β	理系	文系	理 I	理 II
国語	国語総合	5	5									
	現代文B			3	2	3	4	4	2	4	2	2
	古典B			4	2	3	4	4	2	4		
	国語演習							3			2	
地理歴史・公民	世界史A				2	2						
	世界史B			4			{6}	{6}		{5}		
	日本史A				2	2						
	日本史B			4			{6}	{6}		{5}		
	地歴演習(日史・世史)							2				
	現代社会	2	2									
	政治経済									4		
	公民演習(現社・倫理)						2		2			
数学	数学I	5	4									
	数学II			4	5	4						
	数学III								7			6
	数学A	3	3									
	数学B			2	3	2						
	数学演習						3				5	3
理科	物理基礎	2				(3)						
	物理				(3)				<4>	<4>	<4>	
	化学基礎	2	2									
	化学				2				4	4	4	
	生物基礎	2				(3)						
	生物				(3)				<4>	<4>	<4>	
	科学と人間生活		2									
	理科演習						2					
保体	体育	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	保健	1	1	1	1	1						
芸術	音楽I	{2}	{2}									
	美術I	{2}	{2}									
外国語	コミュニケーション英語I	4	4									
	コミュニケーション英語II			4	4	4						
	コミュニケーション英語III						4	4	4	4	4	4
	英語表現I	3	3									
	英語表現II			3	3	2	3	3	3	2	2	2
	英文法											
	英語演習							2		2	2	
家庭	家庭基礎			2	2	2						
	生活一般											
情報	社会と情報						2	2	2	2	2	2
総合的な学習の時間		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
H R		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
週当総時間数		35	32	35	35	32	35	35	35	32	32	32

納 付 金

別表Ⅱ

令和4年度

費 目	金 額	備 考
1. 入 学 金	200,000円	入学手続時
2. 授 業 料	336,000円	1年生（月額28,000円の分割納付）
	336,000円	2年生（月額28,000円の分割納付）
	336,000円	3年生（月額28,000円の分割納付）
3. 施設設備費	30,000円	1年生は入学手続時
	30,000円	2年生は毎年4月
	30,000円	3年生は毎年4月
4. 維 持 費	120,000円	1年生（月額10,000円の分割納付）
	120,000円	2年生（月額10,000円の分割納付）
	120,000円	3年生（月額10,000円の分割納付）
5. 図書視聴覚費	7,200円	1年生（月額600円の分割納付）
	7,200円	2年生（月額600円の分割納付）
	7,200円	3年生（月額600円の分割納付）
6. 入学検定料	22,000円	受験申込時

【注】費目1. 入学金，費目2. 授業料，費目3. 施設設備費の費目は，令和4年度以降の入学生から適用する。

備考欄に記載されている「1年生」とは，令和4年度以降の1年生を指し，「2年生」とは，令和5年度以降の2年生を指し，「3年生」とは，令和6年度以降の3年生を指すものとする。